

建物所有者、申請者の皆様へ

排水槽の適切な管理と臭気防止へ向けた制度見直し

札幌市下水道河川局（令和元年8月1日）

市内の建物には2100ヶ所を超える排水槽があり、その3分の1以上が汚水槽、雑排水槽です。

汚水槽、雑排水槽では排水に伴い臭気が発生することがあり、それを防ぐため下水道河川局では構造などの方針を定めています。臭気の原因は槽内に滞留した排水が腐敗する時に生成される硫化水素です。槽内では滞留水に溶存していますが、ポンプで排水する際に気体となり道路雨水桝などから拡散します。

1. 適用法令など

- ・ 下水道法施行令第8条第11号（平成16年4月1日施行）

【汚水を一時的に貯留する排水設備には、臭気の発散により生活環境の保全上支障が生じないようにするための措置が講ぜられていること。】

- ・ 確認申請時における排水槽の臭気対策指導方針（令和元年8月1日改正施行）

【この指導方針は、下水道法施行令改正を受け、建物の排水槽で発生する悪臭を防止するため、排水設備の確認申請における排水槽の必要な取り扱い事項について定めるものであり、この指導方針の実施により排水槽からの悪臭を防止し、市民の生活環境の保全を図ることを目的とする。】

2. 臭気発生を防止するために

(1) 既存排水槽の取扱いを以下のように見直します

- 1) 建物所有者の申請に基づき夜間排水を行っている汚水槽、雑排水槽について、方針（滞留させないこと）と実態の整合性を一層図る観点から時間制限の解除をお願いする。ただし、制限行為許可、市街化調整区域など設置確認時に「排出量の制限」を課している排水槽は除く
- 2) 汚水槽、雑排水槽は、その容量と流入量の差異から滞留が2時間を超える施設ではタイムスイッチを併用し2時間毎に起動するよう設定する。

(2) 既存排水槽排水ポンプの運転状況を確認してください

- 1) 水位制御でフロートによる起動、停止を行っている

変更の必要はありませんがポンプ起動まで2時間を超える場合はタイムスイッチを併用し2時間毎に起動するよう改装する

2) タイムスイッチによる起動、停止を行っている

現在の稼働タイムゾーンは午前1時～午前6時ですが、これを24時間ゾーンで2時間毎に起動スイッチが入るよう改装する

3) いずれの場合も機器のメンテナンス業者へ相談してください

3. 汚水槽、雑排水槽は以下のような状況で臭気（硫化水素）が発生し易いので日頃からの維持管理が特に重要となります。

状 況	対 策
1) 排水槽や排水管が十分に清掃されていない	排水槽は6ヶ月以内ごとに(年2回以上)清掃を行うこと。
2) 飲食店などの厨房排水が直接排水槽へ流入する	多くの洗剤、厨芥、油脂分が流出する厨房などでは阻集器(グリーストラップ)を介して排水槽へ流入させる。
3) 排水槽容量が流入量に比して大きく排水ポンプの起動から次の起動まで2時間を超える	排水ポンプの運転は水位制御(フロート)と時間制御(タイマー)の併用とし滞留を防ぐ
4) 排水槽の滞水位が釜場上端より上がっている	水位制御の起動フロート位置を最下限まで下げる

4. 排水槽の定期的な清掃を定めています

悪臭や有毒な硫化水素の発生を防止し、排水ポンプの損傷や詰まりによる故障が生じないよう清掃時には各点検を併せて行わなくてはなりません。

- (1) 排水槽は6ヶ月以内ごとに(年2回以上)清掃を行うこと。
- (2) 清掃は、汚水をバキュームで吸引した後に、槽の底や側壁の汚泥を削り取り搬出すること。希釈洗浄は不可とする。
- (3) 排水槽躯体の損傷、き裂、マンホールの密閉状況等の点検
- (4) 流入管、排出管及び通気管の損傷、さび、腐食、詰まり及び漏れの有無を点検
- (5) 排水ポンプは、満水警報装置、フロートスイッチ又は電極式制御装置、弁、タイマー等の作動状況や揚水量を確認する。緊急排水用補助ポンプについても同様とする。
- (6) ばっ気・攪拌装置は十分な清掃を行い作動状況も確認する。

—お問合せなどについて—

(担当課)札幌市下水道河川局排水指導課 TEL 011-818-3422 FAX 011-818-3457